

士幌町パートナーシップ推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、駐在区・地区公民館活動推進委員会又はこれらに類する団体（以下「駐在区等」という。）が行うパートナーシップ推進事業に対し、町が当該年度の予算の範囲内で交付する補助金等に関して、士幌町補助金等交付規則（昭和53年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 駐在区等に対し、パートナーシップ推進交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、駐在区等の地域活動を助成し、もって、協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、駐在区等とは、次の各号に該当する団体をいう。

- (1) 士幌町駐在区規則（昭和47年規則第5号）に基づくもので、別表1に掲げる駐在区であること。
- (2) 士幌町公民館条例施行に関する規則（平成12年教育委員会規則第9号）第2条に規定する別表2の地区活動推進委員会であること。
- (3) 前2号で定める場合のほか、町内一定地域における住民が、自主的、かつ、民主的に組織し、運営している団体（概ね10世帯以上）で、区域内住民相互の連絡、美化、清掃等区域内の環境整備及び訓練、啓発等の防災活動その他地域住民の福祉の向上を図るための地域的共同活動を現に行っている団体で、町長が認める団体。

(交付の対象及び算定基準)

第4条 交付金は次の各号に該当するパートナーシップ推進事業で、別表3に掲げる事業を対象として交付する。

- (1) 行政事務事業
- (2) コミュニティ等活動支援事業
- (3) 花のまちづくり事業
- (4) 地域ふれあい活動事業
- (5) 地域相互扶助支援事業

2 交付金を交付する事業内容、実施主体及び算定基準等については別に定める。

(交付の申請及び決定等)

第5条 交付金の交付の申請、決定及び実績報告等については、規則に定めるところによるものとする。

2 町長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

3 概算払いの額は交付決定額の3分の2以内とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付金の経理)

第6条 交付金は駐在区等の収入に繰り入れて使用しなければならない。

(年度途中における駐在区等の設立及び解散)

第7条 年度途中に設立された駐在区等及び解散した駐在区等の取扱については、別に取扱基準を定める。

(交付の取り消し及び返還)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合、町長は交付金の交付の取り消し、又は既に交付金が交付されている場合は、期間を定めてその全部又は一部の返還を駐在区等に命ずることができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により交付金を受けようとしたとき又は受けたとき。
- (2) 交付金をその目的に反して使用したとき。
- (3) その他、この要綱に違反したとき。

(交付金に関する調査)

第9条 町長は、交付金に関し必要と認めるときは、駐在区等に対し、交付金の経理、その他について関係書類を提出させ、調査することができる。

(行政の責務)

第10条 町は、駐在区等がこの要綱に定める活動を行う際に、最大限の支援、協力を行うほか、交付申請等に際して、地区担当職員を指定し、駐在区等に対して支援するものとする。

附 則

- 1 平成17年度土幌町パートナーシップ推進交付金交付要綱（平成17年訓令第14号）は廃止する。
- 2 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1 土幌町駐在区規則に基づく駐在区

番号	駐在区名	番号	駐在区名	番号	駐在区名	番号	駐在区名
1	中士幌	19	西居辺	37	コマクサ	55	柏葉
2	文化	20	西居辺北	38	西上	56	大通
3	共進	21	開運	39	仲通	57	大通西
4	勝和	22	北開	40	高德	58	みどり
5	豊進	23	松室	41	若葉	59	平原
6	実勝	24	北上居辺	42	若葉第一	60	平原第一
7	佐倉南区	25	朝陽	43	若葉東	61	いこい
8	佐倉北区	26	下居辺第一	44	本通	62	松並
9	土幌南一区	27	下居辺第二	45	神苑	63	中士幌新南
10	土幌南旭区	28	高砂	46	新生	64	中士幌南
11	常盤	29	清澄	47	互譲	65	中士幌西
12	西士幌	30	吉野	48	中央	66	中士幌北
13	百戸	31	中音更	49	睦	67	中士幌北団地
14	土幌北一区	32	共益	50	睦西	68	中士幌東団地
15	平和	33	新栄	51	睦南	69	明生
16	共成	34	新田第一	52	美園	70	友愛
17	柏	35	新田第二	53	南団地		
18	柏野	36	栄進	54	緑光		

別表 2 地区公民館推進委員会

番号	名称
1	中士幌地区公民館活動推進委員会
2	上居辺地区公民館運営推進委員会
3	佐倉公民館推進委員会
4	下居辺地区公民館活動推進委員会
5	中音更地区運営協議会
6	西上地区運営協議会
7	土幌町公民館新田分館活動推進委員会
8	土幌南地区公民館活動推進委員会
9	土幌北地区公民館推進委員会
10	市街南町公民館活動推進委員会
11	市街北町公民館活動推進委員会
12	市街西町公民館活動推進委員会
13	土幌市街中町公民館活動推進委員会

別表第3 交付金の対象となる事業

事業区分	事業細目
(1)行政事務事業	①行政事務連絡事業
	②その他事業
(2)コミュニティ等活動支援事業	①高齢者等除雪見守り介助事業
	②声かけネットワーク事業
	③健康維持活動事業
	④ごみ対策事業
	⑤その他事業
(3)花のまちづくり事業	①花のまちづくり事業
(4)地域ふれあい活動事業	①地域ふれあい活動事業
(5)地域相互扶助支援事業	①ごみ集団回収奨励事業
	②公園等管理事業
	③自主防災組織活動事業
	④その他事業